

カフェインに関する 諸外国での対応状況 & 中毒の課題

内閣府食品安全委員会
報道関係者との意見交換会
2017年5月25日（木）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
登田 美桜

1. カフェイン中毒の課題
2. 諸外国での対応状況

カフェイン中毒の原因

- 自殺
- 眠気防止等の意図的摂取
(摂取量の間違い、汎用による過剰摂取)
- 非意図的摂取 (子どもの誤飲)

何から摂取しているか？

- 医薬品
- 食品
 - 天然に存在（コーヒー、茶など）
 - 添加（エナジードリンクなど）
- ダイエタリーサプリメント

何から摂取しているか？

- 医薬品（第3類）
- 食品
- ダイエタリーサプリメント

カフェイン量が多い製品を誰でも簡単に購入できるという問題

諸外国では

どのような対応をしているか？

(医薬品以外)

諸外国での対応

公的機関

- ・ 注意喚起、警告
- ・ 食品中濃度/摂取量の調査
- ・ 最大基準値の設定
- ・ 表示義務

業界

- ・ ガイドライン作成

米国食品医薬品局(FDA)

カフェインの生理機能は以前から認識されていた

- エフェドラとカフェインを含むダイエットサプリメントが問題に

2007～2010年頃

- カフェイン入りアルコール飲料が大学生に人気
- エナジードリンク/エナジーショットの摂取が問題に、特にアルコールとの併用

2010年

- カフェイン入りアルコール飲料の販売業者に警告

2012年

- エナジードリンクが原因と思われる有害事象報告

米国食品医薬品局(FDA)

2013年

- **さまざまな食品**への添加が問題となり、必要となれば規制も検討すると声明
(例：ガム、ピーナッツバター)

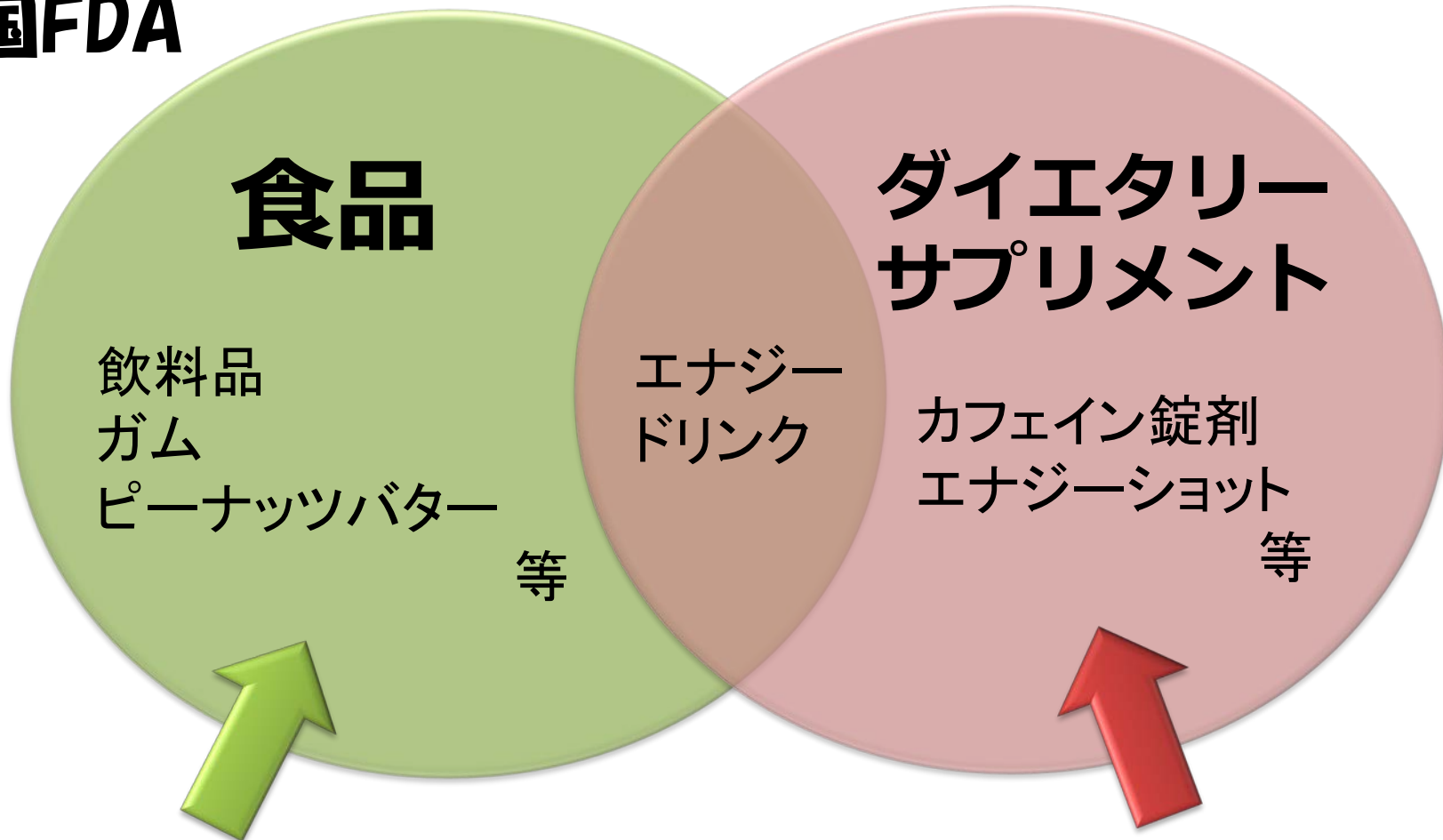
2014年

- 死亡事例を受けて**粉末の純カフェイン**に注意喚起

2015年

- 粉末純カフェイン製品の販売業者へ警告

米国FDA



- 添加した場合は原材料として表示
- 含量の表示なし
- コーラタイプ飲料 0.02%
(Generally Recognized As Safe)

- Dietary Supplementの表示
- 関与成分として+含量の表示
- 製品としての1回推奨摂取量

ヘルスカナダ

消費者に向けて

過剰摂取やアルコールとの混合について**注意喚起**、**摂取上限値**を提示

食品添加物

コーラ飲料：200 ppm (mg/kg)

コーラ以外の非アルコール飲料：150 ppm

他の食品：添加禁止

カフェイン入りエナジードリンク

食品として扱うが、**特別規制**あり

カフェイン入りエナジードリンク

Health Canada: Category Specific Guidance for Temporary Marketing Authorization -
Caffeinated Energy Drinks

- サイズが125 mL以上の製品が該当
- 全てに由来する総カフェイン量が200~400 ppm (mg/L) であること
- 総カフェイン量を表示する（複数回分のボトルは1回分で）
- 1回分のカフェイン量が180mgを超えないこと
- アルコールを含まないこと

Health Canada: Category Specific Guidance for Temporary Marketing Authorization - Caffeinated Energy Drinks

- 子ども向けに売り込んではいけない、サンプル配布もダメ
- “High caffeine content”と表示する
- **注意書き**：一日に○回以上は摂取しないこと、子ども・妊婦・授乳婦・感受性が高い人には勧められないこと、アルコールと混合しないこと
- 食品なのでアレルギー表示も etc.

表示規則：REGULATION (EU) No 1169/2011

- **飲料**：カフェイン量が150 mg/Lを超える飲料には「**多量のカフェインを含んでいます。子ども、妊娠中又は授乳中の女性にはおすすりめできません。**」という表示が必要。カフェイン量もmg/100mL単位で表示すること。
- **食品**：生理作用の目的でカフェインを追加している食品（飲料以外）には「**カフェインを含んでいます。子どもや妊娠中の女性にはおすすりめできません。**」と表示すること。カフェイン量もmg/100g又はmL単位で表示すること。
- **適用外**：食品名に「コーヒーcoffee」又は「茶tea」を含みそれらを主原料とする飲料。着香目的でカフェインを添加したものはEU flavouring legislation (Regulation (EC) No 1334/2008)に準ずる

業界ガイドラインの例

- **American Beverage Association** : ABA Guidance for the Responsible Labeling and Marketing of Energy Drinks
- **米国栄養評議会 (Council for Responsible Nutrition)** : Recommended Guidelines: Caffeine Containing Dietary Supplement
- **American Herbal Products Association** : Code of Ethics and Business Conduct/XII. Labeling of caffeine-containing products.
- **Canadian Beverage Association** : Energy Drinks Marketing Code
- **British Soft Drinks Association** : Code of practice on energy drinks
- **Energy Drinks Europe (エナジードリンク製造・販売業者)** : Code of Practice for the Marketing and Labelling of Energy Drinks

Energy Drinks Europe

Code of Practice for the Marketing and Labelling of Energy Drinks

- 「Consume Moderately（適度に飲みましょう）」という内容を表示する
- エナジードリンクの機能を考慮して、個別消費用の主な販売は250 mLにする
- 水分補給を示すデザインにはしない、水分補給用の飲料として販売しない
- 12才以下の子ども向けには売り込まない
- 視聴者の35%以上が子どものメディアには宣伝しない
- 学校での宣伝活動はしない、サンプル配布もダメ
- アルコールとの混合品の販売、混合を促してはいけない
- 消費者に表示だけでなく包括的な情報提供を行う etc.

最後に

- カフェイン量が多い製品を誰でも簡単に購入できるという問題
- 過剰摂取による有害影響について広く周知する



自殺防止